

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

やしきたかじんの相続に学ぶ … 危急時遺言と遺留分減債請求

平成 27 年 7 月号

大阪人に愛されたやしきたかじんの相続をめぐる、長女が妻さくら氏を相手に訴訟を検討しているとか。一部報道によると、遺言作成時のビデオに、立会弁護士から口授した遺言の再確認をされると、朦朧とした状態で答えているたかじん氏が映っ



ているとのことで、そのような状態での遺言の有効性に疑問を呈しています。又、その遺言は、寄付金以外の、現金と不動産のすべてを結婚して3ヶ月足らずの妻に相続させ、ただ一人の長女には一切の相続をさせないだけでなく、遺留分請求もしないよう求めた驚きの内容だったということです。●一般的に知られる遺言は、**自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言**の3種類ですが、その他に、死の危機に直面した場合の特別方式の遺言として、ケガや病気による場合の「一般危急時遺言」、船舶(飛行機)が遭難した場合の「難船危急時遺言」、伝染病や刑務所服役で一般社会から隔離されている場合の「一般隔離地遺言」そして、外国航路等長期間乗船している場合の「船舶隔離地遺言」の4種類があり、それぞれ厳格な成立要件が規定されています。●たかじん氏の場合は、「一般危急時遺言」にあたり、遺言として認められる要件として ①生命の危機が迫っていること ②3人以上の証人の立会があること ③証人の一人に遺言を口授し、受けた証人はこれを筆記すること ④筆記した証人が、その全文を、

他の証人に読み聞かせ又は閲覧させること ⑤全証人が内容が正確であることを承認し署名すること ⑥20日以内に家庭裁判所に「遺言の確認」の請求をおこなうこと(死亡後、さらに検認手続)が必要です。但し、容態が好転し6ヶ月を経過すれば、この遺言は無効になります。●この「遺言の確認」の審判は、遺言者が生存していれば裁判所が直接に面接し真意を確認、意識不明・死亡の場合は、医師等から事情を聞くなど詳しい調査がなされますので、出来れば遺言時に医師の立会(証人)を求めて備えることとなります。●たかじん氏がどんな遺言をしても自由ですが、民法は、兄弟姉妹以外の相続人に最低限度として法定相続分の2分の1(親3分の1)を留保しなければならないという遺留分制度を定めています。この権利を侵害された者は、遺留分減債請求として相続を受けた者から遺産を取り戻すことができます。その請求は、単に内容証明郵便等により意思表示をするのみででき、話し合いがつかなければ家庭裁判所に調停申立をすることになります。●たかじん氏の場合、ガンであることが分かっていたわけですから、死が直前に迫る前に自筆で遺言を残す機会はいくらでもあったはずなのに、何故、字が書けなくなるくらい容態が悪化してから遺言をせざるを得なかったのか(作成済だったとしたら、何故、新たに遺言を作成する必要が起きたのか?)、そして何故、長女への極端な遺留分侵害の遺言をしたのか分かりませんが、やはり、後日の紛争を防ぐためには、意識のハッキリしている時に、例え動けない場合でも、公証人に病室に来てもらって、明確な本人の意思として、検認手続きが不要になる「公正証書遺言」を作成すべきだった、そして長女への配慮が必要だったと思います。